

地域の夢を応援します

# えひめ夢提案募集

募集期間

平成26年 **10**月1日(水)~31日(金)

みなさんは、地域活性化のための取組みをする中で、又はしようとした時に、「この県の規制を緩和してくれたら、こんな事業ができるのに…」、「もっとわかりやすい基準を示してくれたら、スムーズに取り組めるのに…」などと思ったことはありませんか？

- 県の条例、規則、要綱などの基準の緩和、運用の明確化
- 手続きの一元化、簡素化
- 補助金等の採択基準、対象、利用条件等、要件の改善 など…

「えひめ夢提案制度」は、そんな地域活性化に取り組まれるみなさんからの提案をいただき、県の規制緩和をはじめとした支援を行う制度です。

## 提案の範囲

県が定めた規制の緩和や支援策

## 提案者

地域づくり団体、NPO、企業、個人、市町等、どなたでも結構です。  
※ただし、提案者ご自身が、地域活性化を目指し具体的な取組みをされる場合に限りです。



## 提案方法

所定の様式に必要事項を記入のうえ、県庁地域政策課まで、Eメール、郵送、FAX又は持参で提出してください。

提案様式は県のホームページ ([http://www.pref.ehime.jp/h12900/yumeteian/yumeteian\\_top.htm](http://www.pref.ehime.jp/h12900/yumeteian/yumeteian_top.htm)) から入手いただけます。または、下記までお電話いただければ、様式を郵送いたします。

### 【提出先】

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2

県庁地域政策課

TEL 089-912-2235

FAX 089-912-2969

E-mail : yume-teian@pref.ehime.jp

### 【ご相談窓口】

東予地方局地域政策課 0897-56-0710

中予地方局地域政策課 089-909-8751

南予地方局地域政策課 0895-28-6143

あなたのチカラで地域を元気にしませんか！

# えひめ夢提案応募のススメ

## Q1. えひめ夢提案制度で何ができるの？

みなさんの、地域の元気につながる事業や取組みを、県の規制の緩和や手続きの簡素化、県の施設等の利便性の向上、県のノウハウなどで応援します。

例えば、「地元で新しい事業をやってみたいが、規制があってなかなかうまくいかない。」といった思いをお持ちの方もいらっしゃると思いますが、そのような皆さんの「夢」を「提案」というかたちで応募していただければ、県ではその夢の実現に向けて、障害となっている規制を緩和するなど、様々な形で皆さんを応援したいと考えています。

### 夢提案の実現事例 & 体験談

#### 二人乗りタンDEM自転車の一般道路走行が可能に ～規則改正による支援～

二人乗りタンDEM自転車は、ご夫婦や親子、あるいは一人で自転車に乗ることが困難な視覚障害者等の方もサイクリングを楽しむことができ、また、観光資源としての活用なども期待されます。

県道路交通規則では、原則として自転車の二人乗りが禁止されているため、一般道路を走行できませんでしたが、規則改正により、22年8月1日から県下全域でタンDEM自転車の走行が可能になりました。

また、10月1日から広島県でも規制緩和が実施され、しまなみ海道をタンDEM自転車で渡ることも可能になりました。



#### 自宅で農家レストランを開業 ～台所の共用により設備投資を最小限に～

農家レストランを始めようとした時、家庭用の台所以外に調理場を新たに作らなければならない県のキマリがあることを知り、「夢提案制度」に提案しました。そのおかげで、台所との共用が認められ、最小限の投資で上島町岩城に「でべそおばちゃんの店」をオープンできました。

様々な人に支えられ実現した青いレモンの島のレストランに是非お越しください。

《要予約》0897-75-2843



#### “どぶろく”による地域の活性化 ～県のプロジェクトチームによる支援～

第4回(平成18年春)提案募集において、宇和島市で「どぶろく」づくりに取り組むグループから、製造免許取得の手続き面などで県の支援を求める提案があったことを受け、地方局のプロジェクトチームが支援を行い、早期にどぶろくを製品化することができました。

また、平成20年度には東温市のどぶろくづくりを支援した結果、3つの蔵元がどぶろくの製造を開始しました。

平成22年度には、鬼北町のどぶろくづくりを支援し、低タンパク米を使った特色あるどぶろくができました。



#### 一定規模を超える工場の緑化面積率等を緩和 ～条例制定による支援～

一定規模以上の工場を新增設する場合、工場主には緑地等の確保が義務付けられていますが、造船業などは、島嶼部や狭隘な地形にあるため、工場等の拡張の余地が非常に少ないことから、新たに条例を制定し、緑地面積率を緩和して、県内産業を支援しています。



## Q2. 「提案」って、何だか大変なイメージがあるのですが…？

この「夢提案制度」で提出いただく「提案書」は、A4でたった1枚の書類です。その中に、どのような事業がしたいのか、どのような規制緩和や支援が必要か、といった内容をお書きいただいて、県庁 地域政策課までご提出いただければOKです。

どなたでも提案できますし、決して難しいものではありませんので、お気軽にご利用ください。分かりにくいことがありましたら、県庁地域政策課まで電話をいただければ、障害となっている規制の根拠の確認から提案書の書き方まで、地域政策課の職員がお手伝いをします。

